

8月から
新しくなります

国民健康保険 被保険者証が クリーム色に！



▲厚生労働省 HP

●新しい保険証の概要

8月1日(火)以降、保険証がうぐいす色からクリーム色に変わります。新しい保険証は、7月下旬に世帯主宛てに郵送します。

医療機関などを受診する時は、有効期限にご注意ください。有効期限は、原則、令和6年7月31日(水)ですが、次の人は有効期限が異なります。

①令和6年7月31日(水)までに70歳を迎える人

70歳の誕生月の月末が有効期限となります(1日が誕生日の人は前月末)。70歳の誕生月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に切り替わります。新しい保険証は、切り替えの前月末に送付します。

②令和6年7月31日(水)までに後期高齢者医療保険に移行する人

75歳を迎える誕生日の前日(有効期限)となります。有効期限前、後期高

③外国籍の人

年齢から保険証が送付されます。更新日と在留期限終了日を比べて早い方の日付が有効期限となります。在留期限延長後に保険証を送付します。

●新旧保険証の取り扱い

新しい保険証が届いたら、氏名・生年月日・有効期限などを確認してください。古い保険証は、8月1日(火)以降、個人情報漏れのないように破棄してください。

●健康保険が変わったときは手続きを

退職などによる国保加入時や、職場の健康保険加入などによる国保脱退時は、国保年金課への届出が必要です。※会社が国保の加入・脱退の届出をすることはありません。

届け先／国保年金課(伊豆長岡庁舎)持ち物／

【国保に加入するとき】

健康保険等脱退連絡票(勤務先で入手)

【国保を脱退するとき】

健康保険等加入連絡票(勤務先で入手、新しい健康保険証でも可)、国民健康保険被保険者証

【加入・脱退時共通】

窓口に来る人のマイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証など)

※脱退手続きはオンラインで申請することができます。



▲国保脱退申請

●マイナンバーカードを 保険証として利用できます

一部の医療機関や薬局の窓口では、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

マイナンバーに関する問い合わせ



▲マイナンバーカード申請方法



▲マイナポータル

☎ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120-95-0178

受付時間／平日 9時30分～20時
土日祝 9時30分～17時30分

◇初回登録が必要です

保険証として利用するためには、初回登録が必要です。登録は、マイナポータルやセブン銀行のATMなどで行えます。

※国保への加入や脱退などに関する市役所への届出は、引き続き必要です。

※保険証でも今までどおり受診できます。

医療機関・薬局ごと開始時期が異なります。直接問い合わせください。

令和5年度から 国民健康保険税の軽減基準額などが変わります

国民健康保険税は、市が国民健康保険事業を運営するために、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に対して賦課する税です。令和5年度から軽減対象になる所得基準額、賦課限度額が変わります。なお、令和5年度の国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。



●令和5年度の改正内容

- ①低所得世帯に対する軽減対象の範囲が拡充されました。
- ②課税限度額が改正されました。

①軽減対象になる所得基準額

軽減割合	基準となる所得金額	
	改正前	改正後
7割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円以下	【変更なし】
5割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下

※給与所得者等とは、一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超)を受けの人です。これらに該当する人が世帯にいない場合、(給与所得者等の数 - 1)は0として計算します。

②課税限度額の改正内容

賦課限度額	改正前	改正後	増減
医療保険分	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援分	19万円	20万円	1万円
介護保険分 (40歳～64歳)	17万円	17万円	—

☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905

障がい者相談員を紹介します

障がい者相談員は、障がいのある人の困りごと、ご家族の悩みなどについて、身近な体験者として一緒に解決策を考えます。相談のある人は、相談会(7月、11月、3月に実施予定)にお越しいただくか、障がい福祉課へ問い合わせください。

定例の家族会活動もあります。参加を希望する人はお知らせください。

※相談員が知り得た秘密は厳守します。

●障がい者相談会

とき／7月25日(火)9時30分～12時

ところ／大仁庁舎2階 第1～3会議室

内容／身体・知的・精神・発達障がいのそれぞれの相談員が、障がい種別に相談に応じます。

その他／無料、予約不要

☎ 障がい福祉課

☎ 0558-76-8007 FAX 0558-76-8029



▲相談員の皆さん

(左から濱口昭さん、室伏利男さん、水野文香さん、二藤美津子さん)

私たちに
ご相談ください！